

第2回新潟県後期高齢者医療懇談会 次第

日時：平成21年1月22日（木）

午後1時15分～3時

場所：自治会館本館3階国保連会議室

1 開会

2 あいさつ

3 懇談事項

(1) 長寿医療制度の見直しについて

① 見直しの概要について 資料1

② 見直しに係る対応（案）について 資料2

③ 広報周知について 資料3

(2) 広域連合の現在の状況について 資料4

(3) その他

① 国の動向について 資料5

4 閉会

【配付資料】

資料1 長寿医療制度の見直しの概要について

資料1-① 平成20年度の対応

資料1-② 75歳誕生日の自己負担限度額について

資料1-③ 現役並み所得者の判定基準について

資料2 見直しに係る対応（案）について

資料2-① 平成21年度以降の対応

資料2-② 被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続について

資料2-③ 資格証明書等交付要綱、運用基準（抜粋）

資料3 広報周知について

資料3-① 平成21年度の保険料の納付時期について

資料4 広域連合の現在の状況について

資料5 長寿医療制度の見直しについて

新聞折込チラシ（1月13日）

長寿医療制度の見直しの概要について

1 保険料の支払い方法について(普通徴収の対象者の拡大)

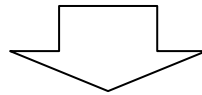
【保険料の支払方法の口座振替への拡大】

年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ① 国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)でその口座振替により納付する場合

(注) 65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとする。

※平成 20 年 7 月 25 日 改正政令の公布



【口座振替と年金からの支払いとの選択性の実施】

上記①、②の要件を撤廃し、原則として、全ての方について、平成 21 年 4 月から口座振替と年金からの支払いとの選択により保険料の納付ができるようにする。

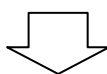
また、口座振替に係る振替口座については、被保険者の希望により、本人または連帯納付義務者(世帯主若しくは配偶者)以外の口座とすることも可能とする。

※平成 20 年 12 月 25 日 改正政令の公布

2 保険料の軽減について

【平成 20 年度の国の取扱方針】

- (1) 所得の低い方への配慮として、均等割額の 7 割軽減世帯を一律 8.5 割とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入 153 万円から 210 万円まで）について、所得割額を 5 割程度軽減する。
- (3) 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から 2 年間の軽減措置（均等割 5 割軽減）に加えて、平成 20 年 4 月～9 月の半年間は凍結し、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月の半年間は、均等割を 9 割軽減した額とする。



◎当広域連合の対応について

第 1 回懇談会のご意見も反映し、下記 (1) 及び (2) について、8 月 1 日の広域連合議会にて改正条例を議決しました。なお (3) については、平成 19 年 11 月 27 日の当初制定条例にて規定しています。

- (1) 所得の低い方への配慮として、均等割額の 7 割軽減世帯を一律 8.5 割とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入 153 万円から 211 万円まで）について、所得割額を一律 5 割軽減とする。
- (3) 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から 2 年間の軽減措置（均等割 5 割軽減）に加えて、平成 20 年 4 月～9 月の半年間は凍結し、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月の半年間は、均等割を 9 割軽減した額とする。

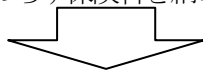
※影響額等は資料 1-①、資料 2-②を参照

【平成 21 年度以降の国の取扱方針】

- (1) 所得の低い方への配慮として、7 割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯について、9 割軽減とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入 153 万円から 211 万円まで）について、所得割額を 5 割程度軽減する。
- (3) 被用者保険の被扶養者であった方については、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 1 年間においても、同様に均等割の 9 割軽減の措置を継続する。

3 資格証明書の運用に当たって

- ・ 相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。



【6月26日の厚労省見解】

- ・ 「相当な収入がありながら保険料を納めない悪質な者」に限定
- ・ 「相当な収入」の基準は広域連合ごとに設けて運用してほしい。

【12月11日の厚労省見解】

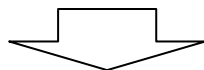
- ・ 各広域連合で交付基準がバラバラにならないように、国として調整していく方針を示す。
- ・ 国保運営などでノウハウを持つ市町村の意見を聞きながら調整していく。

4 長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について

(1) 75歳誕生月の自己負担限度額について

【問題の所在】

月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じていました。



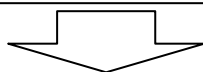
【見直しによる取扱】・・・資料1-②参照

これについては、従前と同様の限度額となるように、75歳に到達した月において、制度移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施します。(平成20年11月21日改正政令の公布)

(2) 現役並み所得者の判定基準について

【問題の所在】

長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がありました。



【見直しによる取扱】・・・資料1-③参照

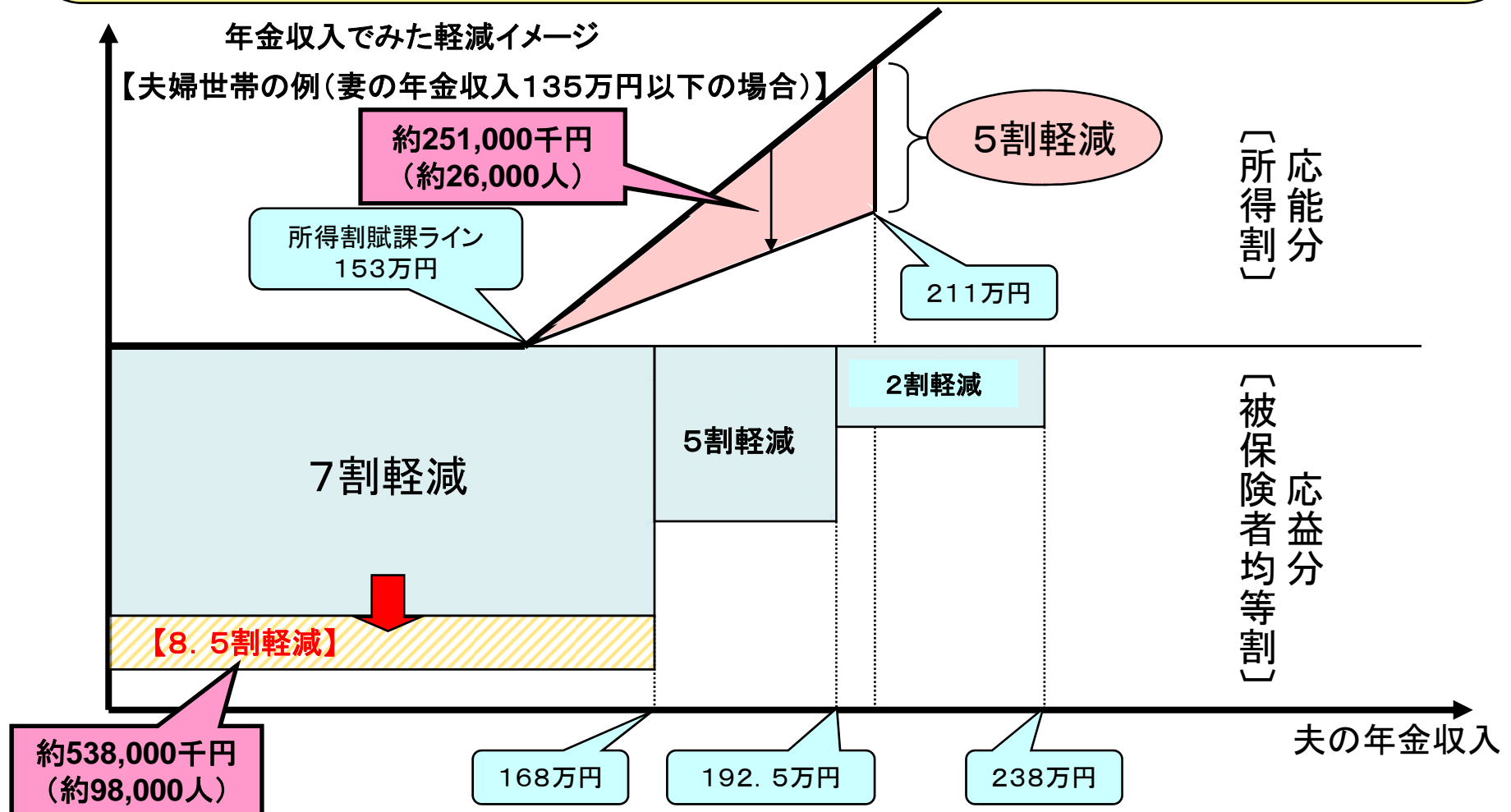
これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施します。(平成20年11月21日 改正政令の公布)

【均等割】

均等割の7割軽減を受ける方について、8. 5割軽減する。（保険料は、全国平均で年額約6,000円。当広域連合は年額5,100円。）

【所得割】

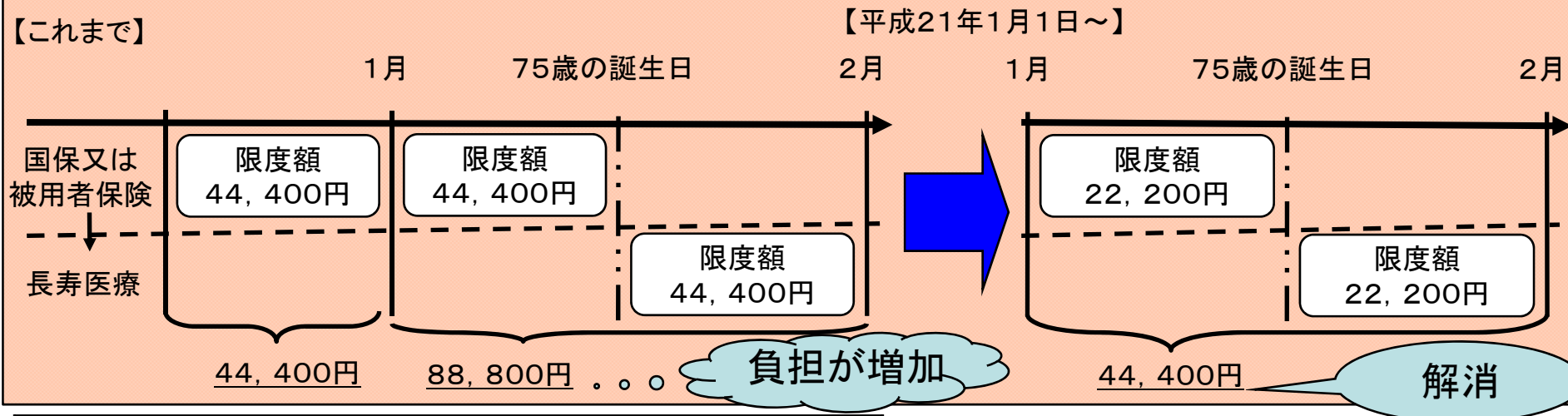
所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）について、5割軽減する。



平成21年1月から、あなたの75歳の誕生月の負担が軽減されます。

これまで、75歳の誕生日を迎えられた方は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されました。

(例) 限度額の区分が「一般」の方が、1月に75歳になった場合



あなた以外にも対象となるご家族の方

- ① あなたが被用者保険の被保険者だった場合、あなたの被扶養者
- ② あなたが国民健康保険組合の組合員だった場合、あなたの世帯に属する被保険者

※ 毎月1日生まれの方は、誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。

※ 平成20年4月～12月に75歳になり長寿医療制度の被保険者となった方にも、負担が増加した分を遡って支給することとしており、今後、ご案内します。

(裏面もご参照ください)

外来での患者負担について

外来での患者負担が、軽減された限度額を超える場合は、その超えた額が、誕生日前後の各保険者から支払われますので、各保険者に申請してください。

※ 外来の限度額は、所得に応じて、4,000円～22,200円となります。

入院した場合について

医療機関の窓口でのお支払いが、軽減された限度額までとなります。
表面の①又は②の方は、医療機関で対象者であることが確認できるもの(誕生日前のあなたと対象者の方の被保険者証の写しなど)をお持ちの上、医療機関の窓口へお申し出ください。

※ 限度額は、所得や年齢によって異なります。(表面の記載は一例です。)

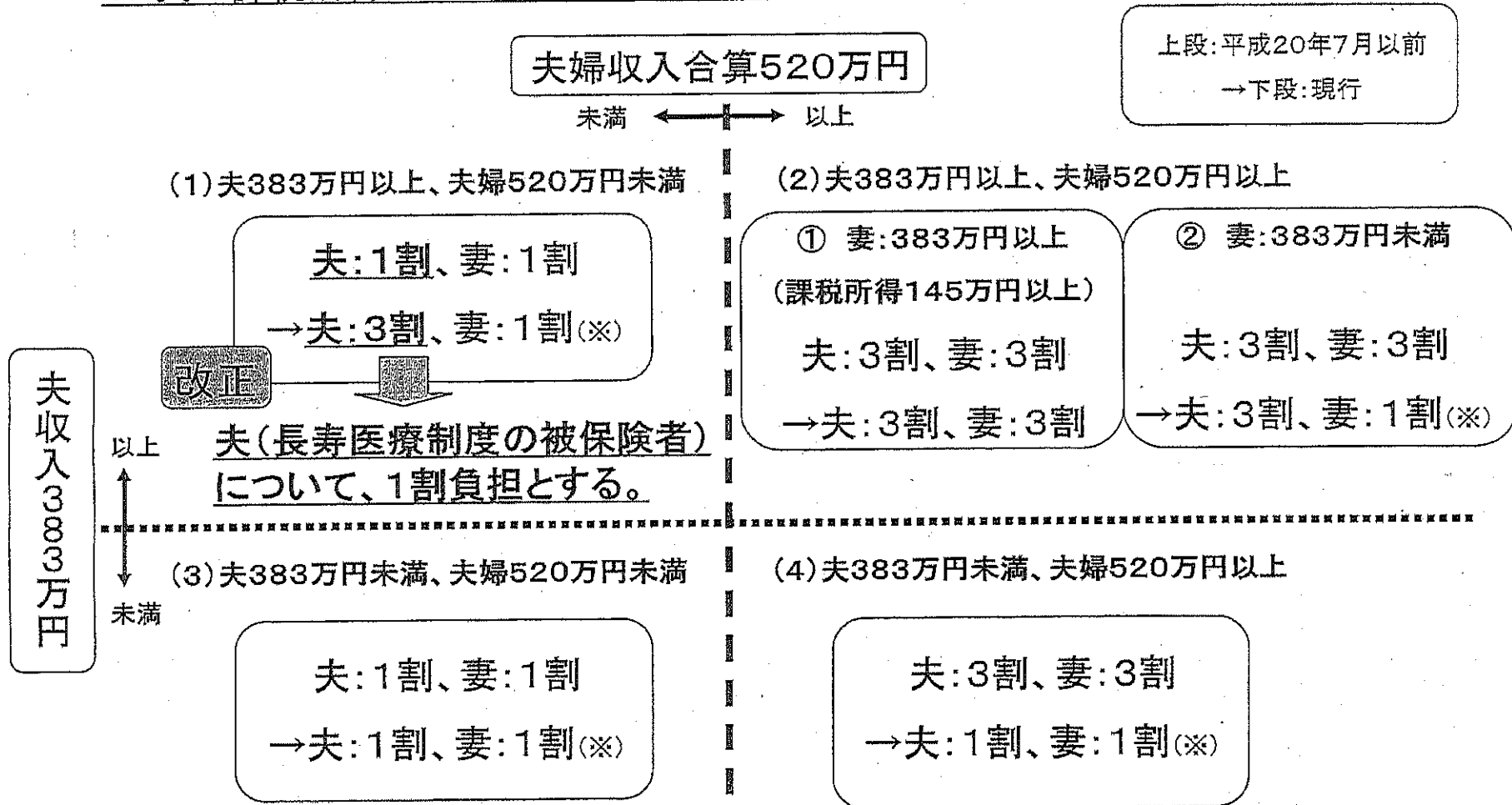
※ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用認定証」をお持ちの方は、必ず医療機関の窓口へご提示ください。

※ 限度額を超えて支払われても、各保険者への申請により、後ほど越えた額が支払われます。

ご不明な点がありましたら、お住まいの市区町村、後期高齢者医療広域連合又はこれまで加入していた医療保険の保険者までお問い合わせください。

現役並み所得者の判定単位の変更(夫75歳以上、妻70歳~74歳で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合



2. 夫の課税所得が145万円未満の場合
 夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。
 ※ 妻の収入が高い場合についても同様。

見直しに係る対応（案）について

1 保険料の支払い方法について(普通徴収の対象者の拡大)

追加の要件撤廃も含め、政府決定のとおり対応する。

※ 1 月 13 日（火）県内主要紙に新聞折込チラシ実施済

「保険料を年金から納付している方で、口座振替をご希望される場合は、（平成 21 年 1 月に）手続きをいただくと、平成 21 年 4 月分の年金からの納付が中止され、7 月から口座振替により納付していただくこととなります。」

※平成 21 年度も平成 20 年度に引き続き保険料の暫定賦課を行わないこととしましたので、普通徴収は平成 21 年 7 月から開始となります。（特別徴収は、平成 21 年 4 月から開始となります。）

2 保険料の軽減について(平成 21 年度以降)

- (1) 所得の低い方への配慮として、均等割額の 7 割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）の場合に 9 割の軽減措置とする。（資料 2-①参照）
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入 153 万円から 211 万円まで）について、所得割額を 5 割軽減とする。（資料 2-①参照）
- (3) 被用者保険の被扶養者の保険料負担について、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 1 年間においても、平成 20 年度と同様に均等割額の 9 割軽減の措置を継続する。（資料 2-②参照）

3 資格証明書の運用について

当広域連合では短期被保険者証及び資格証明書の取扱要綱と運用基準を作成し、昨年 3 月 25 日付けで告示しております。（資料 2-③参照）

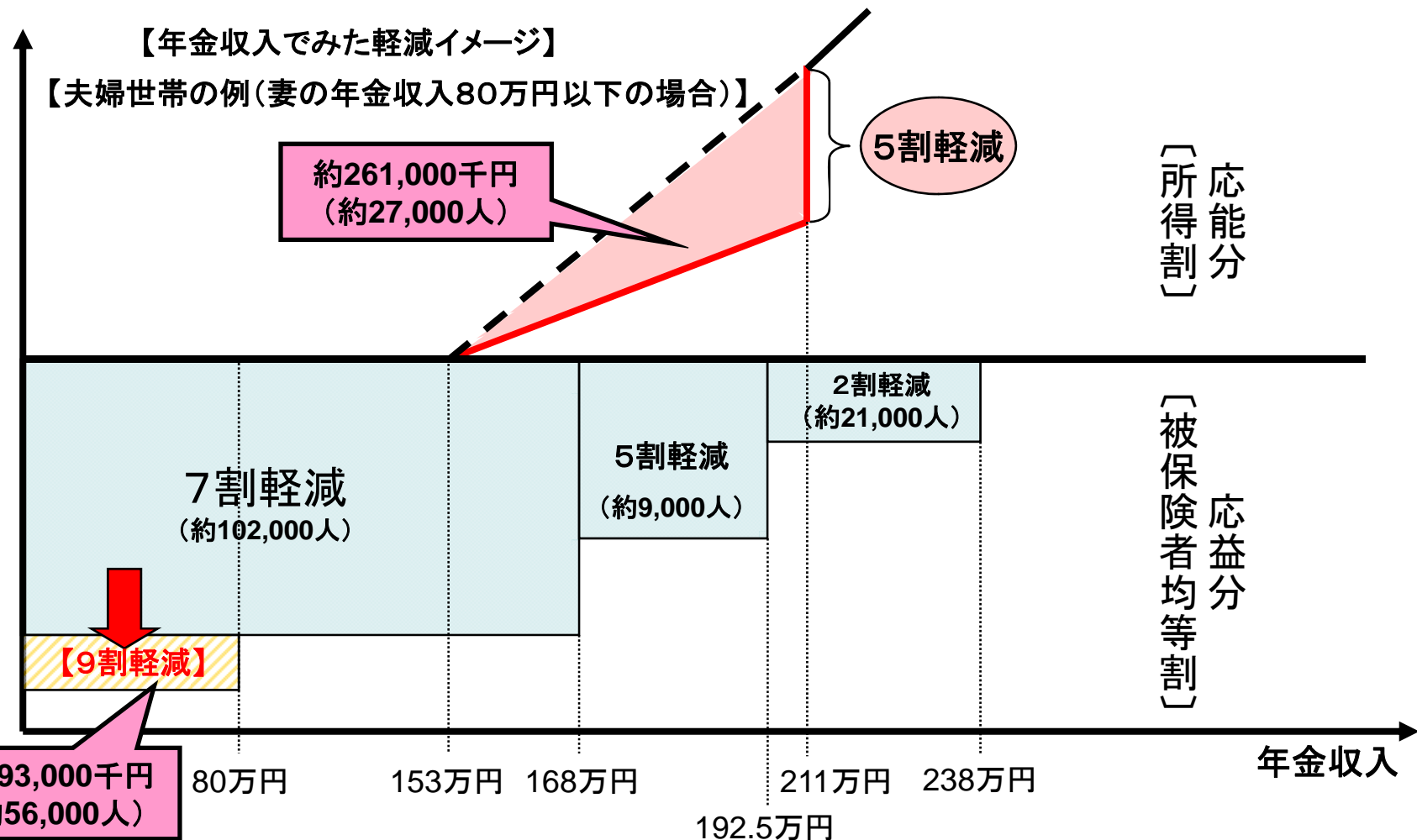
また「相当な収入」の基準については、市町村と協議しており、今後の国の動向を注視しながら市町村意見を基に、平成 20 年度中を目途に調整を行うこととします。

【均等割】

均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に9割軽減する（当広域連合は年額で3,530円）。

【所得割】

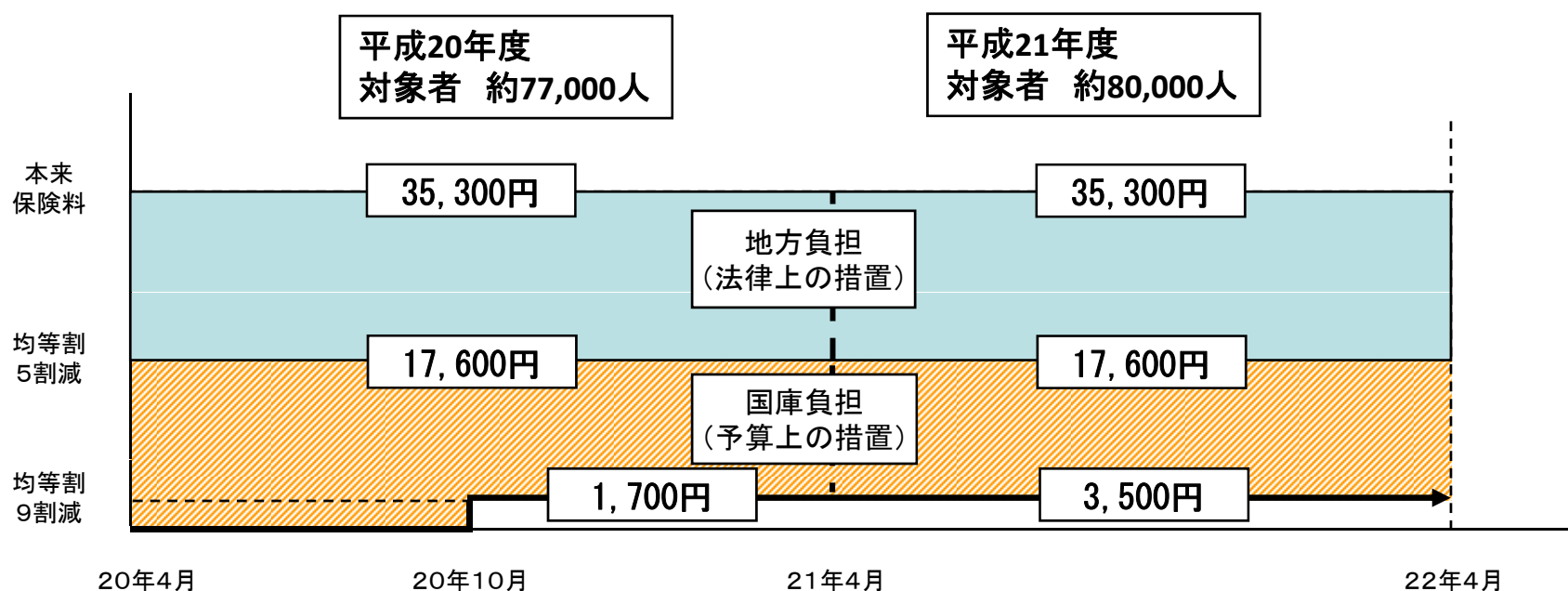
所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減する。



被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続について

- 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置(均等割5割軽減)に加えて、
 - ・ 平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
 - ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
- 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。

<イメージ図>



新潟県後期高齢者医療短期被保険者証・被保険者資格証明書
交付等事務取扱要綱(抜粋)

平成20年3月25日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、被保険者間の負担の公平を図るため、特別の事情がなく後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)を滞納している被保険者(以下「滞納被保険者」という。)に対して、後期高齢者医療被保険者証(以下「一般証」という。)の交付に代えて行う、後期高齢者医療短期被保険者証(以下「短期証」という。)若しくは後期高齢者医療被保険者資格証明書(以下「資格証」という。)の交付措置又は医療給付の全部若しくは一部の支払の一時差止等の措置を講ずるに当たり必要な事項を定めるものとする。

(短期証の交付)

第2条 滞納被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該滞納被保険者に一般証の交付に代えて短期証を交付することができるものとする。この場合において、短期証を交付するときは、十分な納付相談及び指導を行うものとする。

- (1) 納付相談及び指導に一向に応じようとしなないとき。
 - (2) 所得等を勘案すると十分な負担能力があると認められるとき。
 - (3) 納付相談及び指導において取り決めた保険料納付方法を履行しないとき。
- 2 短期証の交付を受けた滞納被保険者が、滞納保険料の2分の1以上の額を納付したときは、一般証を交付することができるものとする。

(資格証の交付)

第3条 滞納被保険者がこの要綱の施行の日以降の納期限に係る保険料について、当該保険料の納期限から1年間経過後なお当該保険料を滞納している場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該滞納被保険者に対し短期証の返還を求め、資格証を交付するものとする。

- (1) 納付相談及び指導に一向に応じないとき。
 - (2) 納付相談及び指導において取り決めた保険料納付方法を履行しないとき。
- 2 資格証の交付を受けた滞納被保険者が、滞納保険料の2分の1以上の額を納付したときは、一般証又は短期証を交付することができるものとする。

新潟県後期高齢者医療被保険者資格証明書交付事務運用基準(抜粋)

平成20年3月25日

告示第12号

- 1 来会案内対象者の抽出
 - ・短期証交付者のうち、一般証更新期日において納期限から1年以上の滞納が見込まれる者を抽出する。
- 2 交付対象者から除外する者(短期証対象者とする者)
 - ・納付誓約書による定期的な分納者。
 - ・滞納額減少に向けた内容の納付相談に応じた者。
 - ・収入額や生活実態などにより納付が困難であると認められ、かつ入院療養等による医療費が高額になることが見込まれる者。
- 3 滞納保険料の2分の1以上の額を納入したとき
 - ・納付相談に応じた者には一般証を交付する。
 - ・納付相談に応じない者には短期証を交付する。

新潟県後期高齢者医療短期被保険者証交付事務運用基準(抜粋)

平成20年3月25日

告示第11号

- 1 来会案内対象者の抽出
 - ・一般証更新期日及び短期証更新期日において、納期限から6か月以上の滞納が見込まれる者を抽出する。
- 2 有効期限の設定
 - ・調定額に対する滞納額の状況により、市町村の実情で有効期限を3か月若しくは6か月のいずれかに設定するものとする。
- 3 交付対象者から除外する者(一般証対象者とする者)
 - ・基本的に滞納保険料の2分の1以上の額を納入したときとするが、納付相談等で取り決めた納付方法を履行している場合は、除外できるものとする。

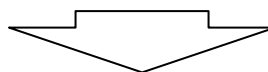
広報周知について

	普通徴収の対象者の拡大 (納付方法の選択自由化)	保険料の軽減措置 (H21年度の軽減内容等)
見直し策決定のタイミング	政令改正 平成20年12月25日	広域連合の医療条例改正 2月定例議会
政府広報	平成21年1月17日(土) 新聞広告	
新潟県広報	75歳誕生日の自己負担限度の見直しについて広報実施 BSNラジオ「県からのお知らせ」 12月15日(月)～20日(土)	
広域連合 広報	平成21年1月13日(火) 新聞折込チラシ	平成21年3月中旬 新潟日報記事広告掲載 「ささえーるプレス」 平成21年3月中下旬 新聞折込チラシ
	<p>「平成21年度保険料について」(予定)</p> <p>① 保険料の軽減について</p> <p>② 保険料の納付時期について</p> <p>・普通徴収は7月から、特別徴収は4月から納付となります。</p> <p>・H20年度に均等割8.5割軽減となった特別徴収の方は7月普通徴収から納付再開となります。(資料3-①参照)</p>	
	<p>【ホームページ】</p> <p>情報の随時更新</p> <p>平成21年1月から閲覧支援機能(文字の拡大、音声読み上げなど)を追加</p>	
市町村広報	市町村の実情により広報誌、DM(ダイレクトメール)の実施等	市町村の実情により広報誌、DM(ダイレクトメール)の実施等
	75歳誕生日の自己負担限度及び現役並み所得者の判定基準の見直しについても該当者にDMを実施	

平成21年度の保険料の納付時期について

【平成20年度】(平成20年度に均等割7割⇒8.5割軽減となった特別徴収の方の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付額の根拠	平成18年中所得に応じた仮徴収						平成19年中所得額に応じた保険料を賦課(確定賦課) ※8月1日の条例改正を受け、低所得者に対する保険料の軽減(変更賦課)					
納付方法	特別徴収		特別徴収		特別徴収		10月以降の保険料の納付は、ありません。 均等割の8.5割軽減により4・6・8月の納付済保険料で全額を納めたことになったため					



【平成21年度】(平成20年度に均等割7割⇒8.5割軽減となった特別徴収の方の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付額の根拠	仮徴収(前年度2月の特別徴収額と同額)			平成20年中所得額に応じた保険料を賦課(確定賦課)								
納付方法	2月の特別徴収の該当が無かったため納付はありません			普通徴収	普通徴収	普通徴収	特別徴収		特別徴収		特別徴収	

広域連合の現在の状況について

1. 被保険者数の推移

(単位：人)

	被保険者数 A (平成 20 年 4 月 1 日現在)	被保険者数 B (平成 21 年 1 月 1 日現在)	増減 (率) B - A
男性	1 1 8, 9 4 5 (37%)	1 2 0, 3 1 6 (37%)	1, 3 7 1 (1.2%)
女性	2 0 1, 9 8 4 (63%)	2 0 4, 5 6 8 (63%)	2, 5 8 4 (1.3%)
合計	3 2 0, 9 2 9	3 2 4, 8 8 4	3, 9 5 5 (1.2%)

注：全国では約 1,300 万人 (平成 20 年 4 月 1 日)

2. 保険料賦課状況

	均等割額	所得割率
保険料率	3 5, 3 0 0 円	7. 1 5 %

【参考】平成 20 年度保険料賦課状況 (平成 21 年 1 月 5 日決定)

- ・ 1 人当たり平均保険料額 4 2, 2 0 5 円
- ・ 賦課決定被保険者数 3 3 7, 0 9 6 人 (死亡者、転出者含む)

	均等割の軽減内訳					所得割 5 割 軽減
	2 割 軽減	5 割 軽減	7⇒8.5 割 軽減	被扶養 者軽減	合計	
軽減総額 (千円)	139, 859	159, 927	2, 957, 728	2, 585, 180	2, 842, 694	251, 350
軽減対象者数 (人)	19, 810	9, 061	97, 938	77, 089	203, 898	25, 665
同上構成率 (%)	5. 88	2. 69	29. 05	22. 87	60. 49	7. 61

3. 窓口負担割合別の被保険者数

(単位：人、%)

	被保険者 総数	1 割負担		3 割負担	
		人数	構成率	人数	構成率
平成 21 年 1 月 1 日	324, 884	309, 872	95. 38	15, 012	4. 62

※後期高齢者医療毎月事業状況報告書 (事業月報) A 表より

4. 医療費等の給付について

(単位：千円)

支払期間	療養給付費等 (保険医療機関等 への支払)	各種療養費 (被保険者 への支払)	葬祭費 (5万円/件)	合計
平成20年5月～12月 支払実績 (4月診療～10月診療)	120,330,626	857,743	491,900	121,680,269
平成21年1月～4月 支払見込 (11月診療～2月診療)	78,203,270	458,420	320,000 ※1,600人/月	78,981,690
合計A	198,533,896	1,316,163	811,900	200,661,959
計画(予算)額B	202,961,561	1,402,248	969,150	205,332,959
予算残額B-A	4,427,665	86,085	157,250	4,671,000

☆一人当たり給付費の比較

	平成20年度 計画額 	平成20年度 決算見込額 <a>	決算見込額の計画額 に対する比率 (a/b)×100
被保険者数(見込) (人)	329,074	323,673	98.36%
一人当たり給付費 (円/人)	620,822	617,444	99.46%

5. 保健事業の実施状況

【平成20年12月末現在】

	被保険者数 A	実施計画人数 B	受診者数 C
人数(人)	324,884	82,204	56,236
受診率(%)	(C/A)×100 17.31	(C/B)×100 68.41	

長寿医療制度の見直しについて

1 見直しの基本的な考え方

- ① 単に長寿医療制度を廃止し、元に戻したとしても、老人保健制度の問題を解決できないため、廃止はしない。
- ② 高齢者の心情に配慮し、法律に規定する5年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図る。
- ③ 議論に特段の制約を設けることなく、1年を目途に幅広い議論を進めていく。

2 見直しの具体的な視点

- ① 高齢者医療を支える費用負担のあり方について、全世代の納得と共感が得られる枠組みを検討する。(例えば、特に健保組合で負担増となっている前期高齢者に係る費用負担の在り方を検討する。)
- ② 年齢のみによる区分のあり方について、例えば、75歳以上でも現役で働いている方の扱いも含め、検討を加える。
- ③ 年金からの保険料支払いのあり方について、これまでの改善を踏まえ、普通徴収の対象範囲の拡大や選択制の導入等を含め、検討を加える。

長寿医療制度のお知らせ

・(後期高齢者医療制度)・

4月から保険料の納め方が 口座振替に変更できます

これまでどおり、年金から納付する方については、手続きは必要ありません

保険料を年金から納付している方で、口座振替をご希望される場合は、手続きをいただくと、平成21年4月分の年金からの納付が中止され、7月から口座振替により納付していただくこととなります。(納付いただく保険料の総額は変わりません。)



また、保険料を納付書で納付している方は、口座振替が便利です。
口座振替への変更をご希望される場合は、金融機関窓口にお申し込みください。

● 口座振替による納付について

ご本人、またはご家族の口座から納付いただけます。

※これまでは、①国民健康保険料の納め忘れがなかった方(本人)が、口座振替により納付する場合や、②世帯主または配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)で、その口座振替により納付する場合に限って、口座振替とすることができましたが、こうした要件がなくなりました。

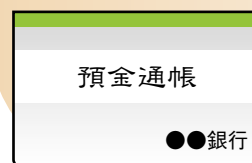
● 変更手続きについて

口座振替への変更をご希望される場合は、お住まいの市町村によって、受付窓口や受付期限が異なりますので、裏面をご確認ください。

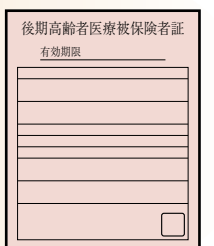
お申し出をいただいた後、速やかに4月分の年金からの納付を中止する手続きを行いますが、お申し出をいただく時期や、口座の確認がとれなかった場合等により、6月分以降の年金から中止となる場合がありますのでご了承ください。

手続きに必要なもの

■振替口座の預金通帳
■通帳のお届け印



■保険証



ご注意ください

○ご家族の口座からの納付に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。

お問い合わせ

お住まいの市役所・町村役場「後期高齢者医療保険料担当窓口」(裏面参照)まで

新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課/TEL 025-285-3222 総務課/TEL 025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

受付窓口 受付期限

最初に「金融機関窓口」で手続きが必要な市町村

変更手続きの流れ



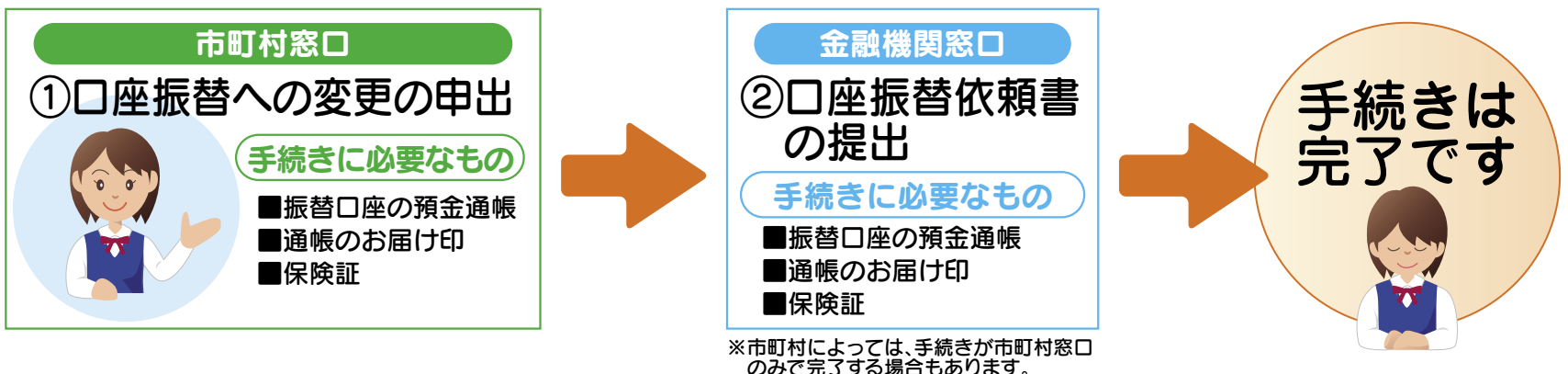
市町村	受付窓口	受付期限
新潟市	お住まいの区役所 区民生活課 保険料担当 【お問合せ先】 保険年金課 高齢者医療係 025-226-1081	1月30日
柏崎市	国保医療課 高齢者医療係 0257-21-2210	1月30日
見附市	税務課 民税係 0258-62-1700	1月30日
魚沼市	健康増進課 高齢者医療係 025-797-4803	1月30日

市町村	受付窓口	受付期限
南魚沼市	市民課 国保年金係 025-773-6661	1月30日
十日町市	介護国保課 国保係 025-757-3735	1月30日
田上町	町民課 保険係 0256-57-6115	1月30日
出雲崎町	町民課 税務係 0258-78-2292	1月30日
聖籠町	町民課 保険係 0254-27-2111	1月30日

受付期限とは、4月分の年金から納付を中止するためのお申し出期限です。
この受付期限を過ぎて手続きされた場合、6月分以降の年金から納付を中止することになります。

最初に『市町村窓口』で手続きが必要な市町村

変更手続きの流れ



市町村	受付窓口	受付期限
長岡市	国保医療課 後期高齢者・医療係 0258-39-2220	1月30日
上越市	保険年金課 後期高齢者医療担当 025-526-5111	1月30日
三条市	健康づくり課 国保係 0256-34-5511	1月28日
新発田市	高齢福祉課 高齢福祉係 0254-22-3101	1月28日
小千谷市	税務課 市民税係 0258-83-3508	1月30日
加茂市	税務課 民税係 0256-52-0080	1月30日
村上市	税務課 保険税係 0254-53-2111	1月30日
糸魚川市	健康増進課 国民健康保険係 025-552-1511	1月30日
妙高市	健康福祉課 保険医療係 0255-74-0014	1月30日
五泉市	市民課 保険年金係 0250-43-3911	1月30日
阿賀野市	健康推進課 国保年金室 後期高齢係 0250-61-2481	1月30日

市町村	受付窓口	受付期限
燕市	保険年金課 年金医療係 0256-63-4131	1月30日
佐渡市	税務課 市民税係 0259-63-5110	1月30日
胎内市	市民生活課 ぼけん年金係 0254-43-6111	1月30日
弥彦村	税務課 保険料担当 0256-94-3134	1月30日
阿賀町	保健年金課 国保年金係 0254-92-5763	1月30日
川口町	町民福祉課 保険係 0258-89-4418	1月30日
湯沢町	健康福祉課 国保保健班 025-784-4560	1月30日
津南町	税務町民課 税務班 025-765-3113	1月30日
刈羽村	住民福祉課 0257-45-3916	1月30日
関川村	健康福祉課 福祉保険班 0254-64-1472	1月30日
粟島浦村	総務課 後期高齢者医療係 0254-55-2111	1月30日

受付期限とは、4月分の年金から納付を中止するためのお申し出期限です。
この受付期限を過ぎて手続きされた場合、6月分以降の年金から納付を中止することになります。

国民健康保険に加入している方へのお知らせ

◎国民健康保険に加入している方で、保険料(税)を年金から納付している方も口座振替への変更が可能となります。
詳しくは、お住まいの市役所・町村役場の「国民健康保険料(税)担当係」まで